

# 設 立 趣 旨 書

## 1 設立の趣旨

少子高齢化が進む中で、国内の労働力確保に対する政策として、2018年12月の臨時国会において、在留資格「特定技能」の新設を柱とする「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が可決・成立、翌2019年4月1日より人手不足が深刻な産業14分野において外国人材の受入れが可能となりました。

特定技能資格を取得するためには、技能試験、日本語試験といった一定の基準をクリアする必要があります。

しかしながら、特定技能資格取得を希望する外国人を対象とした支援機関が未だ十分に整備されておらず、既存の技能実習2号(入国2～3年目)を良好に修了した外国人であれば試験免除となりますが、技能実習1号(入国1年目)や留学生、新規入国者では、特に技能試験に関する技能の習得に大変苦勞するものと想定されます。

また、技術・人文知識・国際ビザの資格を持つ高学歴な外国人と、その技能・知識を必要としている企業へのマッチングや、日系3世のように在留資格はあるが、日本語能力が足りずに単純労働しか出来ていない外国人への支援も必要と考えられます。

そこで、このような問題を解決し、且つ資格を取得した外国人の受入れ企業の斡旋まで出来る支援センター(特定非営利活動法人 群馬外国人支援センター)を設立し、外国人が他国での就労を目指すとき、近隣アジアではなく、「日本がいい、しかも支援体制が充実している群馬県がいい」と発信するモデルケースとして、特定技能の資格取得支援や就職支援を地域行政との連携により取り組みたく、現在準備を進めております。

上記にもあるとおり、特定技能資格取得希望の外国人や在留資格はあるが日本語能力・技能の低い外国人、現在就労ビザを取得し国内で就労しているが転職を希望している外国人を対象に、下記の包括的支援を行います。

- ①特定技能評価試験へ向けた日本語教育・県内企業のニーズに合わせた技能訓練等
- ②すでに在留資格を取得している外国人への、さらなる日本語教育、技能訓練等
- ③資格取得後、または再教育後の就職相談、企業マッチング等
- ④特定技能評価試験会場の認定に向けた取り組み

本スキームの確立により、地元群馬県からの発信で全国への展開が期待できます。

令和元年 11月 1日

特定非営利活動法人群馬外国人支援センター  
設立代表者 糸 井 丈 之